

**【写】**

富労発基 0703 第 1 号  
令和 5 年 7 月 3 日

富山地方最低賃金審議会  
会 長 長尾 治明 殿

富山労働局長  
吉岡 勝利

富山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和 56 年富山労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。